

令和 7 年度の川崎市の大气や河川の水質等の状況をまとめました

川崎市では、大気汚染防止法等の法律に基づき、大気環境及び水環境に関する調査を実施しています。このたび、令和 7 年度の状況がまとまりましたので、その概要についてお知らせします。

大気環境の状況

- ・ 二酸化窒素 (NO₂) は、有効測定局^{※1} 全局 (17 局) で環境基準を達成しました。
また、二子自動車排出ガス測定局^{※2} で、初めて環境基準の下限值^{※3} (0.04 ppm) を達成しました。
- ・ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は、10 年連続して有効測定局 全局 (17 局) で環境基準を達成しました。
- ・ 光化学オキシダント (O_x) は、有効測定局 全局 (9 局) で環境基準を達成しませんでした。
光化学スモッグ注意報の発令は 4 回で、健康被害の届出はありませんでした。
全国においても環境基準の達成率はほぼ 0 % と極めて低い状況が続いています。

水環境の状況

- ・ 河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) ^{※4} は、全ての地点^{※5} (12 地点) で環境基準値に適合しました。
- ・ 海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量 (COD) ^{※4} は、全ての地点 (6 地点) で環境基準値に適合しました。
- ・ 海域の全窒素と全磷は、環境基準値が適用された平成 7 年度以降、初めて全ての地点 (6 地点) で環境基準値に適合しました。

注) 環境基準とは、環境基本法により、「大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とされています。

※1 有効測定局：測定時間が規定を満たすなど、環境基準の評価対象となる測定局です。

※2 所在地：高津区溝口 5-15-7

※3 下限値：二酸化窒素 (NO₂) の環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」とされており、ここでいう下限値とはゾーン下限の 0.04 ppm を指します。

※4 BOD、COD：水中の有機物の量に係る指標です。

※5 地点：ここにおける「地点」とは、通年で測定 (毎月 1 回) を行い、環境基準を評価した測定地点です。



詳細については、川崎市ホームページ「令和 7 年度の大気環境及び水環境の状況等について」を御確認ください。

(URL) <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000188913.html>



(参考) 地下水中の有機フッ素化合物 (通称: PFAS) については、調査結果が判明次第、随時公表しています。詳細は川崎市ホームページ「地下水中の有機フッ素化合物 (通称: PFAS) の調査結果について」を御確認ください。

(URL) <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156289.html>

〔問合せ先〕

川崎市環境局環境対策部環境保全課 鈴木

電話 044-200-2519 (内線 30202)